

伴走支援型特別保証制度

資格要件	<p>次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画(以下「計画」という。)を策定した中小企業者。</p> <p>(1) 中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること(注1)</p> <p>(2) 保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること(注1)</p> <p>(3) 次の①又は② i からviのいずれかに該当すること(注1)(注2)</p> <p>① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること</p> <p>② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること</p>
対象資金	運転資金及び設備資金とする。
保証限度額	1億円
返済方法	一括返済又は分割返済とする。
保証期間	一括返済の場合 1年以内とする。 分割返済の場合 10年以内(据置期間は5年以内)とする。
保証料率	実質負担額0.20~1.15%(経営者保証免除対応時も同様) ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助対象外とする。
貸付利率	金融機関所定利率とする。
担保・連帯保証人	(1) 担保 原則として、徴求しない。 (2) 連帯保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。また、免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。
取扱期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする。

注1: 保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く。

注2: 保険法第3条の規定による普通保険に係る保証及び同法第3条の2の規定による無担保保険に係る保証(いずれも一般分に限る。)に限る。